

平成 18 年度「新しい利用のあり方推進」実施報告 及び平成 19 年度実施計画

I 平成 18 年度「新しい利用のあり方推進」実施報告

1. 実施項目

(1) マイカー規制の実施 ～パーク&シャトルバスライド～

1) 公共交通利用促進活動の継続実施

マイカー規制（パーク&シャトルバスライド）の実施を中長期的な目標としたうえ、現状における自動車利用の適正化を図るとともに、今後の円滑な実施に向けた基礎資料とするため、昨年度に引き続き、公共交通利用促進活動を実施した。

2) パーク&シャトルバスライド社会実験の実施に向けた検討

次年度のパーク&シャトルバスライド社会実験の実施に向け、混雑度の調査分析、大台ヶ原周辺地域における観光流動実態調査ならびに関係行政機関による「大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議」及び地域懇談会等を開催し、関係者との調整等を進めた。

3) 利用等に伴う自然環境への影響調査

今後のマイカー規制（パーク&シャトルバスライド）の実施による効果分析の基礎資料とするため、利用等に伴う自然環境への影響調査を実施した。

(2) より良好な森林地域の保全の強化 ～利用調整地区の設定～

1) 西大台地区利用適正化計画（案）の検討

西大台地区において、公園利用者の立入人数等を調整し、より質の高い自然体験の場を提供する「利用調整地区」を指定するため、西大台地区利用適正化計画検討協議会及び地域懇談会等を開催し、利用を調整する際の各種事項を定めた西大台地区利用適正化計画（案）について検討した。

2) 利用状況調査

西大台地区における利用状況等を把握するため、カウンターによる利用者数調査及びアンケート調査等を実施した。

3) 利用調整地区におけるモニタリングの項目・方法に関する検討

西大台利用調整地区モニタリング手法検討WGを開催し、指標の設定及び調査方法等について検討し、モニタリング計画（案）を策定した。

<西大台利用調整地区の指定について>

平成 18 年 2 月に西大台地区利用適正化計画検討協議会を設置し、計 4 回にわたる協議会での議論、現地調査や地域懇談会などによる検討、中央環境審議会自然環境部会による審議を経て、平成 18 年 12 月 26 日に「西大台利用調整地区」として指定された。

(3) 総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～

1) ガイド制度の検討

利用者に十分な情報提供と、安全で質の高い自然体験・環境学習を提供するため、ガイド制度等検討WG（2回）を開催し、大台ヶ原におけるガイドのあり方、ガイド推奨の仕組み等について検討した。

2) 自然体験プログラムの実施

秋季のピーク時に、公共交通利用を呼びかける自然体験プログラム（3回）を開催した。また、閑散期への利用誘導を図るため、利用の少ない平日に、アクティブ・レンジャーによる自然観察会（13回）を開催した。

3) 普及啓発活動の実施

大台ヶ原自然再生事業の普及啓発を図るため、大台ヶ原自然再生ホームページ等により、情報提供・情報発信を行った。また、ビジターセンター展示物及び周回線歩道自然解説標識の改修等を行った。

4. 部会等の開催状況

平成18年	4月26日	西大台地区への利用調整地区の指定に関する懇談会
	6月4日	西大台地区現地調査
	6月5日	西大台地区利用適正化計画検討WG
	6月18日	第3回西大台地区利用適正化計画検討協議会
	7月26日	第4回西大台地区利用適正化計画検討協議会 第1回利用対策部会
	10月3日	西大台利用調整地区モニタリング手法検討WG
	10月11日	大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議
	10月15日	秋の写真撮影講習会（東大台地区）
	10月22日	秋の写真撮影講習会（西大台地区）
	10月29日	自然観察会～大台ヶ原のほ乳類～
	12月1日	（中央環境審議会自然環境部会）
	12月18日	第1回ガイド制度等検討WG
	12月20日	指定認定機関に係る説明会
	12月22日	利用調整地区制度に係る説明会
平成19年	1月21日	大台ヶ原自動車利用適正化に関する地域懇談会
	2月16日	第2回ガイド制度等検討WG
	2月21日	第2回利用対策部会
	2月22日	第5回西大台地区利用適正化計画検討協議会

表-1 平成18年度「新しい利用のあり方推進」実施状況

	平成18年										平成19年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
利用対策部会				●								●	
I. マイカー規制の実施	公共交通利用促進活動												
	社会実験の実施に向けた検討・調整												
						●					●		
	自動車交通対策会議					地域懇談会							
	利用等に伴う自然環境への影響調査												
II. より良好な森林地域の保全の強化	西大台地区利用適正化計画の検討												
	●	●	●						◆		●	●	
	●	●	●						(審議会)			●	
	●	●	●						●			●	
	説明会												
	運用体制の確立に向けた各種検討												
	利用状況調査												
モニタリングに関する検討・調査													
● モニタリング手法検討WG													
III. 総合的な利用メニューの充実	総合的な利用に関する検討												
									●		●		
	ガイド制度WG					ガイド制度WG							
	● 自然観察会(アクティブ・レンジャー)												
	● 自然体験プログラム(3回)												
	● ホームページ・メルマガ等による情報提供・発信												
● VC展示・解説標識の改修等													

2. 実施内容

(1) マイカー規制の実施 ～パーク&シャトルバスライド～

1) 公共交通利用促進活動の継続実施

①公共交通利用促進の広報宣伝活動

秋の利用集中期における公共交通利用を呼びかけるため、関係機関と連携し、近鉄主要駅、奈良交通営業所、高速道路サービスエリア（10箇所）、道の駅（10箇所）及び自然系博物館（10箇所）等におけるポスター掲出（500枚）・チラシ配布（55,000枚）、大台ヶ原自然再生ホームページでの情報提供を実施した。

②山上駐車場混雑情報の提供

大台ヶ原自然再生ホームページ（PCサイト・モバイルサイト）において、秋の混雑予想カレンダーを掲載するとともに、10月8日～11月5日の土日祝日の計7日間（7:00～16:00）、山上駐車場の満車・空車情報のリアルタイム掲載を実施した。

③効果の分析

上記①、②の効果进行分析するため、10月8日（日）と10月22日（日）の2日間、利用者へのアンケート調査等を実施した。

公共交通利用促進の広報の認知状況は、1種類以上の広報を見た人は全体の34%であり、広報媒体としては、大台ヶ原自然再生ホームページが24%と最も多く、次いで新聞記事（21%）、近鉄駅構内（17%）、道の駅（16%）であった。

利用交通としては、自家用車が76%と最も多く、公共交通（路線バス）は5.3%であった。昨年度の結果と比較すると、自家用車の割合が増え（昨年度：72%）、公共交通の割合は減少した（昨年度：8.6%）。

一方で、広報を見たことにより利用交通を自家用車から公共交通に変更した人の割合は5.3%であり、昨年度の結果（3.4%）よりも増加した。また、広報を見たことによる意識の変化として、「自然環境保全の重要性」（59%）、「利用マナーの向上」（39%）について理解が深まるなどの回答が得られた。

公共交通に関する要望としては、バスの増便が43%と最も多く、次いで料金の値下げが20%であった。

大台ヶ原自然再生ホームページの山上駐車場混雑情報へのアクセス数は、日平均でPCサイト：97（昨年度：66）、モバイルサイト：34（昨年度：26）であり、着実に増加している。

公共交通の利用促進については、広報を見た人には一定の効果が確認されたが、全体の利用率では低い割合に留まっている。今後は、より効果的な広報媒体（大台ヶ原自然再生ホームページ等）を利用して公共交通利用促進活動を継続するとともに、公共交通に対する要望等を踏まえた対策等、自動車利用適正化に向けた有効な取り組みの検討が必要である。

2) パーク&シャトルバスライド社会実験に向けた検討

①マイカーによる混雑度調査

10月8日（日）、10月22日（日）の2日間、山上駐車場ならびにドライブウェイの混雑度調査を実施した。両日共8時前から路肩駐車が増加し、最大で171台となった。その結果、普通自動車と大型バスの離合困難などの交通渋滞の発生要因が確認された。また、山上における交通渋滞の状況について、ビデオ等により記録した。

②大台ヶ原周辺地域における観光流動実態調査

秋季の観光シーズンに大台ヶ原周辺地域における観光流動実態調査を行った。その結果、

大台ヶ原山上への利用者は周辺地域全体の 35.4%であり、残る約 65%は山麓観光者(約 20%)ならびに通過利用者(約 40%)であった。また、旅行費用は平均 7,500 円程度であるが、山上利用者は大台ヶ原周辺地域における消費割合が 42.6%、非山上利用者は 27.1%にとどまり、大台ヶ原山上利用者による観光消費の割合が高いことが注目される。

③大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議

大台ヶ原における自動車交通対策について、関係行政機関と調整を図り、連携した取り組みを実施するため、平成 17 年 3 月の開催以降 2 回目となる「大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議」を開催した。

・日 時：平成 18 年 10 月 11 日(火) 13:30~15:30

・参加機関：

近畿運輸局奈良運輸支局、奈良県(交流政策課、観光課、森林保全課、道路維持課、吉野土木事務所、警察本部、吉野警察署)、上北山村、川上村、近畿地方環境事務所

・概 要：

近畿地方環境事務所及び吉野土木事務所より、大台ヶ原自動車交通対策等について報告するとともに、各機関より取り組み状況及び関連事例等について報告したうえ、今後の進め方等について関係機関と意見交換を行った。

意見交換では、現状のピーク期における山上での交通渋滞や路肩駐車等の問題については、関係機関で連携して取り組むことが確認された。また、マイカー規制の実施については様々な意見が出されたが、パーク&シャトルバスライド社会実験の実施の際には、地域の方々を含め関係者と十分な調整を図ること等が確認された。

④大台ヶ原自動車利用適正化に関する地域懇談会

大台ヶ原における自動車利用の適正化について、地域の方々から幅広く意見を募るため、地域懇談会を開催した。

・日 時：平成 19 年 1 月 21 日(日) 10:30~12:30

・場 所：ホテルかみきた

・参加者：上北山村住民(8名)、上北山村、福島県喜多方市(事例紹介)、

近畿地方環境事務所

※当日は 169 号線が通行止めとなり、川上村方面からのアクセスが不可能となった。

・概 要：

近畿地方環境事務所より、平成 17, 18 年度の公共交通利用促進活動の実施報告を含め、これまでの調査・検討経過について報告するとともに、他地区の事例(磐梯朝日国立公園雄国沼等)を紹介したうえ、今後の方向性等について地域の方々と意見交換を行った。

意見交換では、「マイカー規制の実施による経済効果(雄国沼)」、「ピーク時における現状の問題への対策(交通誘導等)の実施の必要性」、「利用の分散化を図る方策の検討」などの多くの意見が出された。

その中で、ピーク期における現状の問題への対策については、関係機関で連携して取り組む必要があること、また、次年度にはパーク&シャトルバスライドの社会実験を予定していること、今後も懇談会等を開催し、地域の方々の意見を踏まえて検討を進めることを説明した。

3) 利用等に伴う自然環境への影響調査

草原区（正木ヶ原）、疎林区（苔道、駐車場南）、森林区（Ⅲならびにビジターセンター下）の5箇所において、指標性の高い樹木着生性蘚苔類の状況を把握するとともに、既往調査結果（1974）との種組成の比較を実施した。本調査から、疎林区、森林区では観察種数が増加していたが、都市的な環境にも適応する種群の増加が見られた。また、種数の多い森林区では、過去の調査時よりも被度が小さくなっていることが示された。

(2) より良好な森林地域の保全の強化 ～利用調整地区の設定～

1) 西大台利用調整地区の指定までの経緯

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会における議論を踏まえ、平成18年2月に西大台地区利用適正化計画検討協議会を設置し、計4回にわたる協議会での議論、現地調査や地域懇談会などによる検討、中央環境審議会自然環境部会による審議を経て、平成18年12月26日に「西大台利用調整地区」として指定された。

平成17年	11月25日	利用適正化計画検討WG
	12月16日	利用対策部会及び森林生態系部会合同部会
平成18年	4月26日	西大台地区への利用調整地区の指定に関する懇談会
	6月4日	西大台地区現地調査
	6月5日	西大台地区利用適正化計画検討WG
	6月18日	第3回西大台地区利用適正化計画検討協議会
	7月26日	第4回西大台地区利用適正化計画検討協議会 第1回利用対策部会
	10月3日	西大台利用調整地区モニタリング手法検討WG
	12月1日	公園計画の変更（中央環境審議会自然環境部会）
	12月20日	指定認定機関に係る説明会
	12月22日	利用調整地区制度に係る説明会
	12月26日	西大台利用調整地区の指定（官報告示）

2) 西大台地区利用適正化計画（案）の検討

西大台地区利用適正化計画検討協議会及び地域懇談会等を開催し、利用を調整する際の各種事項を定めた西大台地区利用適正化計画（案）について検討した（参考資料3参照）。

3) 利用状況調査

西大台地区における利用実態等を把握するため、カウンターによる利用者数調査及びアンケート調査等を実施した（参考資料4参照）。

①利用者数調査

平成18年度、駐車場から西大台への入込みは、年間総計で5,561人（平成17年度：5,016人）、年間平均で25.6人/日（平成17年度：23.4人/日）、最大ピーク日は高校総体実施日を除くと182人（平成18年11月3日）（平成17年度：169人）、最も利用者が多かった10月平均で49人/日（平成17年度：43人）であった。

平成18年度、大台ヶ原を対象とした旅行社等のツアー企画は、把握可能な226件が確認され、そのうち6%（13件）が西大台を対象としていた。各ツアーにおけるガイドの同行状況は、大台ヶ原全体で8.8%、そのうち西大台では46%と高い値を示していた。

②アンケート調査

歩道について、迷いやすいとの指摘が多く、標識の充実を求める意見が多かった。一方で、自然の雰囲気を残すため、最低限の整備でよいとの意見も見られた。

満足度については、「期待どおりだった」とする人が56%と最も多く、次いで「期待していた以上に良かった」が32%で、全体的に高い値が示された。

魅力については、「沢・せせらぎ」が最も多く、次いで「原始的な自然」、「ブナ林」、「コケ」が多かった。また具体的な地点では、「開拓跡」が最も多く、次いで「展望台」、「七ツ池」が多かった。

望ましい利用形態については、「2～3人」が最も多く、次いで「10人以内のグループ」となっており、「10人以上のグループ」は非常に少なかった。また、ガイドによる自然解説付きの利用を望む声も多かった。

4) 西大台利用調整地区モニタリング計画の検討

西大台利用調整地区モニタリング手法検討WGを開催し、指標の設定及び調査方法等について検討し、モニタリング計画(案)を策定した。

①モニタリングの目的

西大台地区利用適正化計画(案)の目標である、①自然環境への負荷の軽減、②より質の高い自然体験を享受する場の提供、の2点の達成状況について検証し、その結果に基づいて、適切な見直しを行っていくことを目的とする。

②モニタリングの基本方針

- ・継続的・長期的なモニタリングの実施
- ・大台ヶ原自然再生推進計画におけるモニタリングとの連携
- ・モニタリング計画の順応的な見直し

③指標の設定

西大台地区利用適正化計画(案)の達成状況を判断するための指標をとして、歩道周辺等における植生の種構成、繁殖期における鳥類の種数及び個体数、利用者数、利用による満足度、歩道状況等を設定する。

④モニタリングの方法

上記③で設定した指標について、モニタリング調査を実施する。当面の実施期間は5年間とする。

⑤モニタリングデータの評価

モニタリングデータは、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会(利用対策部会、森林生態系部会)において評価し、西大台地区利用適正化計画の変更の必要性について検討する。

その結果については、西大台地区利用適正化計画検討協議会に報告し、必要に応じて、利用適正化計画の変更について協議する。

5) 西大台利用調整地区に係る今後の予定

今後は、第5回西大台地区利用適正化計画検討協議会、指定認定機関の指定、立入認定基準の官報告示、西大台利用適正化計画の公表等を経て、平成19年9月1日から制度の運用を予定している。

(3) 総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～

1) ガイド制度の検討

利用者に十分な情報提供と、安全で質の高い自然体験・環境学習を提供するため、ガイド制度等検討WG(2回)を開催し、大台ヶ原におけるガイドのあり方、ガイド推奨の仕組み等について検討した。

①WGで検討するガイド制度の対象について

大台ヶ原におけるガイド制度に係る現状を踏まえ、当面、西大台利用調整地区を対象としたガイド制度を検討する。

将来的には、当該地区での取り組みが、周辺地域における新たな施策展開(条例等の整備)の契機となることを期待する。

②西大台利用調整地区におけるガイド制度について

- a. 早期に、ガイドの質を担保する仕組みの整備等が必要であるため、当面、登録制度により開始する。

(今後、ガイドの活動実態や利用者の要望等に応じ、認定制度等の導入の検討も必要)

- b. 登録にあたっては、大台ヶ原ガイド講習プログラム(仮称)の受講のほか、大台ヶ原で活動するガイドとしての基礎的な知識・技術等を有することが必要となる。
- c. 登録機関は、西大台地区利用適正化計画検討協議会(もしくは同協議会を基に発展させた機関)とする。
- d. 登録機関の役割は、以下のものとする。
 - ・大台ヶ原ガイド講習プログラムの開催
(平成19年度は、環境省が試験的に行うことを検討)
 - ・登録申請内容の確認
 - ・西大台利用調整地区ガイド(仮称)の登録・公表
(利用者が適切なガイドを選択することができるよう情報提供)
- e. 利用者は、公表された情報により、個別に登録ガイドに依頼する。
- f. 登録ガイドは、それぞれの責任において、ガイド活動を行う。

③今後の予定

今後、ガイド登録要件、ガイド講習プログラムの内容等を検討するとともに、ガイド講習プログラムの実施による人材育成を図るなどの条件整備を進め、平成21年度から、西大台利用調整地区ガイド登録制度の運用を目指す。

2) 自然体験プログラムの実施

秋季のピーク時に、公共交通利用を呼びかける自然体験プログラム（3回）を開催した。

	日 時	参加人数
大台ヶ原秋の写真撮影講習会（東大台地区）	平成 18 年 10 月 15 日（日）	3 名
大台ヶ原秋の写真撮影講習会（西大台地区）	平成 18 年 10 月 22 日（日）	8 名
自然観察会～大台ヶ原のほ乳類～	平成 18 年 10 月 29 日（日）	15 名

また、閑散期への利用誘導を図るため、利用の少ない平日に、アクティブ・レンジャーによる自然観察会を開催した（13回、参加者総数 63名）。

今後は、利用者の意向を把握するとともに、情報提供・発信の方法やより質の高い自然体験を提供するためのプログラムのあり方等について、引き続き検討する必要がある。

3) 普及啓発活動の実施

①大台ヶ原自然再生ホームページ等

大台ヶ原自然再生事業の普及啓発を図るため、大台ヶ原自然再生ホームページ及び大台ヶ原通信（メールマガジン）により、情報提供・情報発信を行った。

PCサイト、モバイルサイトともに、平成 18 年度のアクセス数は平成 17 年に比べて着実に増加しており、大台ヶ原情報の収集行動が広く浸透しつつあるといえる。

大台ヶ原通信（メールマガジン）についても、平成 19 年 1 月時点の登録者数（219）は、平成 18 年 1 月時点の登録者数（82）と比べて順調に増加している。

②ビジターセンター展示物及び周回線歩道自然解説標識等

大台ヶ原自然再生推進計画の内容及び自然再生に向けた取り組み内容を紹介し、利用者への普及啓発をするため、ビジターセンター展示及び周回線歩道自然解説標識の改修を行った。また、ビジターセンターでの閲覧及び自然観察会等で使用することを目的とした教材資料（昆虫類）の作成について検討した。

